

[議題2-3] 法人 慶弔規程(決)について

特定非営利活動法人 茨城県防災士ネットワーク 慶弔規程(決)

本規程は、特定非営利活動法人 茨城県防災士ネットワーク 定款（以下、定款という）第58条に準拠し制定するものである。

(名 称)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 茨城県防災士ネットワーク 慶弔規程（以下、規程という。）と称する。

(目 的)

第2条 この規程は、定款第3条に準拠して活動された会員の慶弔に際して、相互親睦の上から法人として
慶弔金等を贈るものである。

(贈呈対象)

第3条 この規程は、会員として5年以上の顕著なる活動と会費納入された方を対象とする。

(贈呈基準)

第4条 この規程は、次の基準で贈呈する。
(1) 会員本人の結婚 祝電を打電
(2) 会員本人の死亡 5,000円
但し、返礼品は辞退する。

(例外贈呈)

第5条 この規程は、代表理事等の協議により贈呈が相当との事案について、例外贈呈することができる。
但し、直近の理事会に報告する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日より施行する。

2015.06.07. 第2回理事会で議決した。